

第 2 4 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市消防長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成26年11月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同年6月24日〇区〇〇町において発生した火災の火災調査書類の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年11月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、火災調査書類（請求に係るもの）（以下、「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成27年 1月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 氏名、住所及び生年月日等の個人情報、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。
 - (2) 火災建物の状況や図面等は、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。
 - (3) 図面は、公にすることにより犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。
 - (4) 消防吏員からの質問に答えた内容等は、個人又は法人等が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であり、通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を附することが当該

情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 職業のみを公開した場合、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別できるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 法人が火災により受けた損害に関する情報であり、法人の名誉及び社会的評価に関する情報であるため、これを公開すると法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

なお、非公開部分を公開することが再発の防止に直結する蓋然性は認められず、事業に伴う行動が法令等に明らかに違反し、又は著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(3) 火災原因判定書の別図 1 現場付近図には周囲の防火対象物の危険物保管場所等の情報も含まれており、公開することにより犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

なお、別図 1 現場付近図は、公共安全情報に係る部分のみを非公開とした場合、非公開部分に当該情報が含まれることが容易に想定され、区分することはできないため、全て非公開とした。

(4) 質問調書の情報が公になれば、口述者の信用を失うことになり、本件に限らず今後の火災調査にあたり、市民等からの信用を失い、情報収集活動や火災関係資料の入手が困難になり、ひいては火災調査に著しい支障をきたすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

なお、公開することによる公共上の利益と不利益を比較すると、公開することが人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められず、後者が優位になる。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件行政文書のうち、火災調査書の関係者氏名欄並びに本件行政文書のうち、質問調書の被質問者の住所、職業、氏名及び生年月日欄以外の部分については、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない。また、職業だけの公開であれば、特定の個人を識別することができず、公にすることで個人の権利利益を害することもないため、公開しなくてはならない。

本件行政文書において調査された火災（以下「本件火災」という。）の出火場所を管理する法人（以下「本件法人」という。）は、現時点においてホームページも閉鎖しており、事業活動を停止していることも考えられ、保護に値する事業活動を行っていないと推察される。

本件火災は約 14 時間に亘って燃え続けたというものであるから、人の生命、身体又は健康にも被害が生ずる可能性が高いものであって、再発防止並びに再発した場合の対策を練るために、本件行政文書を公開することが必要であり、条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書アに該当する。

本件火災の原因は、前日に火災が発生したばかりのミックスメタルを何の調査もせず、且つ防火の対策もなさず漫然と重機でかき回すという故意と同視すべき重大な過失による、違法かつ不当な行為によるものである。再発防止のために、火災の原因を究明した本件行政文書を公開することが必要であり、条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当する。

本件行政文書中の図面に記載されている情報は、出火場所の状況や延焼範囲等を示すものであり、もともと屋内の施設ではなく、浸入盗を警戒する必要もほとんどないので、こうした情報が犯罪を誘発するとは考えにくい。

第三者に対して当該情報を提供しないとの条件での質問がなされたとの記載は本件行政文書のうち、質問調書にはない。また、質問調書に記載されているであろう内容は、近隣の事業者であれば、調査の過程で当然に知り得るものであり、特に業界内においても非公開とする慣行は存在しておらず、公にされても問題のない情報であることが想定できる。

仮に任意提供情報に該当するとしても、条例第 7 条第 1 項第 6 号ただし書にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる」情報にあたるから、公開されなくてはならない。

条例第 7 条第 2 項及び第 3 項によれば、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことが可能であり、かつ、区分して取り除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれない場合には、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなくてはならないこととされているが、本件処分は、そのような配慮も全くされておらず、条例に反する違法・不当なものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 5点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書に記載された氏名、住所、職業及び生年月日（以下「本件情報①」という。）が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書のうち、火災調査書に記載された火元り災物件、出火箇所、発火源、人的経過、燃焼経過、着火物、用途及び災害概要並びに本件行政文書のうち、火災原因判定書に記載されたり災建物の状況等（別図 1を除く）（以下「本件情報②」という。）が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (3) 本件行政文書のうち、火災原因判定書の別図 1現場付近図（以下「本件情報③」という。）が条例第 7条第 1項第 3号に該当するか否か。
- (4) 本件行政文書のうち、火災原因判定書及び質問調書に記載された被質問者の口述内容（以下「本件情報④」という。）が条例第 7条第 1項第 6号に該当するか否か。
- (5) 本件処分において実施機関が非公開とした部分に、条例第 7条第 2項及び同条第 3項を適用し、公開することができる部分があるか否か。
- (6) (5)の争点については、(1)～(4)の各該当性を検討する際に併せて検討することとする。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

- (1) 火災調査は、消防法（昭和23年法律第 186号）第31条から第35条の 4までに規定する消防長又は消防署長の権限及び義務に基づき行われ、名古屋市火災調査規程（昭和50年 9月19日消防局訓令第15号。以下「火災調査規程」という。）第 2条において、火災の原因及び損害を明らかにして将来の火災予防対策及び警防施策を推進するうえに必要な基礎資料を得ることを目的とすると規定されている。
- (2) 本件行政文書のうち、火災調査書は、火災調査結果の総合的内容が記録された文書で、客観的事実（発生日時及び場所等）、火災の概要（火災概要及び延焼状況等）、総合的判断（発火源及び経過着火物等）をとりまとめた報告書である。
- (3) 本件行政文書のうち、火災原因判定書は、火災現場を見分した事実、鑑識結果、関係者の口述等を資料とし、これに科学的検討・論理的考察を加え、消防機関が出火原因について合理的かつ適正な判断を下した文書である。
- (4) 本件行政文書のうち、質問調書は、関係者が有する情報を録取して出火原因を究明する際に引用し、火災現場の見分事実を強固に裏付けるために重要な証拠資料にすることを目的とし、火災に関係のある者に対して必要事項を質問し、その者から任意に得た供述を記録した文書である。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。
- (2) 本件情報①は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであると認められる。
- (3) また、本件情報①は、本件火災の火元の責任者を始め関係者であることを明らかにするものであり、これらは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(4) 審査請求人は、条例第 7 条第 2 項及び第 3 項に該当し、非公開情報以外の情報は公開すべきと申し立てているが、本件情報①には非公開情報のみが含まれていることが明らかであり、審査請求人の主張は採用することができない。

(5) 以上のことから、本件情報①は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

次に、本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報②は、本件法人の財産及び本件火災による損害に関する情報であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報②を公開すると、法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 火災で被災をしたという事実は、公にすることにより、火災の予防及び防火体制について不十分であったという認識を与えるおそれがあり、本件法人の名誉、社会的評価が損なわれると認められる。したがって、本件行政文書を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

イ また、審査請求人は、本件火災は人の生命、身体又は健康にも被害が生ずる可能性が高いものであり、かつ本件法人の違法若しくは不当な事業活動により生じたものであることから、再発防止のために公開すべきであると主張するので、本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書きに該当するか否かについて判断する。

(ア) 本号ただし書アは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止等するために公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと規定し

ている。

(イ) 本件行政文書は、上記 3 (1)のとおり、火災の原因及び損害を明らかにして将来の火災予防対策及び警防施策を推進するための基礎資料とするために作成されたものであるが、本件行政文書のような個別の火災調査書類のみを公開しても火災の再発を防止できるものではないことから、人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要である情報とは認められない。

(ウ) 本号ただし書イは、法人等の違法又は不当な事業活動により、市民生活又は環境の保護に支障が生じ、又は生ずるおそれのあるために公開することが必要であると認められるものを公開しなければならないと定められたものである。

(エ) この点について、本件火災の原因が、審査請求人の主張するとおり、法人の違法又は不当な事業活動により引き起こされたとは結論付けられておらず、その主張を認めるに足る客観的な根拠も認めがたい。

(オ) 以上のことから、本件火災は、法人等の違法又は不当な事業活動によって生じたとは認められず、本号ただし書ア及びイに該当しないと認められる。

ウ 審査請求人は、条例第 7条第 2項を適用し、非公開情報以外の情報は公開すべきと申し立てている。しかしながら、本件情報②のうち、火災原因判定書に記載されたり災建物の状況等（別図 1を除く。）は、性質上内容が相互に関連した一体的なものであり、非公開情報に係る部分のみを区分して除くことができないほか、その他の本件情報②には非公開情報のみが含まれていることが明らかであることから、審査請求人の主張は採用することができない。

(4) 以上のことから、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

6 条例第 7条第 1項第 3号該当性について

次に、本件情報③が条例第 7条第 1項第 3号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる

おそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件情報③には、火災現場のみならず周囲の防火対象物の危険物保管場所等が記載されており、公開されれば火災を発生させる危険性の高い物質の保管場所が公になり、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがある情報であると認められる。
- (3) 審査請求人は、条例第 7 条第 2 項を適用し、非公開情報以外の情報は公開すべきと申し立てている。また、本件情報③に記載されている火災現場の所在地は、本件行政文書のうち、火災調査書で既に公になっており、通常であれば非公開とするべき合理的な理由は存在しない。しかしながら、危険物等の保管場所のみ非公開とすれば、非公開となった部分に何らかの危険物等が保管されていることを明らかにしてしまうこととなる。このように、本件情報③は、性質上内容が相互に関連した一体的なものであり、非公開情報に係る部分のみを区分して除くことはできないと認められる。
- (4) 以上のことから、本件情報③は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

7 条例第 7 条第 1 項第 6 号該当性について

次に、本件情報④が条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する否かを判断する。

- (1) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものを定めたものである。
- (2) 本号に該当するためには、個人又は法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものでなければならない。
- (3) 本件情報④が、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であるか否かを判断する。

ア 当審査会の調査によると、火災調査規程第22条第 2項には、関係者等への質問は任意の口述を得るように努めなければならないと規定されており、本件情報④は、個人が実施機関の要請を受けて任意に提供した情報であると認められる。

イ また、本件情報④は、個人又は法人等にとって火災に関する過失等不利益な内容が含まれる場合がありうるにも関わらず、火災の原因を判定するために任意に提供してもらう必要がある。そのため、実施機関と被質問者との信頼関係が必要不可欠であり、被質問者が提供した情報を実施機関が公にしないことは、実施機関と被質問者との関係において通常求められると解するのが合理的である。

ウ したがって、本件情報④は文書の性質から社会通念上、通常公にしないとの条件の下で提供されたものと考えるのが合理的であり、通例として公にしないものであると認められる。

(4) 次に、審査請求人は、本件情報④は、本号ただし書きに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報にあたるため公にすべきであると主張するため、この点について判断する。

ア 本号ただし書きに該当するためには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められなければならない。

イ なお、本件行政文書の性質は、上記 5 (3)イ (1)のとおりである。

ウ したがって、本件行政文書のような個別の火災調査書類のみを公開しても火災の再発を防止できるものではないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要である情報とは認められない。

(5) 審査請求人は、条例第 7条第 2項を適用し、非公開情報以外の情報は公開すべきと申し立てているが、本件情報④には非公開情報のみが含まれていることが明らかであり、審査請求人の主張は採用することができない。

(6) 以上のことから、本件情報④は、条例第 7条第 1項第 6号に該当すると

認められる。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件情報の非公開情報該当性については、上記 4から 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成27年 3月10日	諮問書の受理
3月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月17日	実施機関の弁明意見書を受理
4月23日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 6月21日 (第 1回第 3小委員会)	調査審議
7月19日 (第 2回第 3小委員会)	調査審議
8月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人